

業務委託契約書 ※草稿(2015.4.xx)

※契約類型を委任型に変更

委託者 **** (以下「甲」という) と受託者 **** (以下「乙」という) は、次のとおり開発委託契約を締結する (以下「本契約」という)。

第 x 条 (目的)

甲は、ソフトウェア開発業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

～省略～

第 x 条 (契約期間および納期)

本契約期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。・・・

・～省略～

第 x 条 (成果物の納入及び危険負担) ※用語の統一。甲乙フェアな条件にするため一部削除。

- 1 乙は、甲に対し、本件本契約で定める納期までに、本件業務の進捗に応じた本成果物を甲の指定する場所に納入する。その場合、甲は、乙に対し受領書を交付する。~~なお、乙は、本成果物の納入が遅延する場合、直ちに甲に通知するものとし、甲乙協議のうえ、新たな納入期目を決定する。~~ただし、甲により本件業務内容が変更された場合、天災地変その他不可抗力によって乙の本件業務遂行に支障が生じた場合等には、乙は、甲に対し、納期の延長を求めることができる。

～省略～

第 x 条 (検収) ※請負ではない (目的物完成が目的ではない) ため、条項変更

- 1 乙は、本業務完了の際は速やかに作業内容を取りまとめ・・・
～省略～
- 2 当該実施完了後 20 日以内に甲から書面による異議の申し出がなければ、甲が当該実施完了報告書に記名押印しない場合でも・・・

第 x 条 (指揮命令)

- 1 本業務に携わる乙の作業従事者に対する指示、安全衛生及び労務管理等に関する一切の命令は、乙が行う。
- 2 乙及び本業務に携わる乙の作業従事者は、乙の定めた就業規則が適用される。

第 x 条 (仕様変更) ※乙 (受託者) が不利にならないよう、仕様変更に関する規定を設けます。

- 1 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、これを相手方に通知するものとする。この場合、甲乙協議のうえこれを決定し、書面に主任担当者以上の者による記名押印のうえ相手方へ通知することによって行い得るものとする。
(ア) 仕様又は本成果物の仕様変更が生じる恐れのあるとき
(イ) 本契約に定める委託料又は納期の変更が生じる恐れのあるとき
(ウ) その他、本契約条件に影響を及ぼす恐れがあるとき
- 2 甲及び乙は、相手方から前項各号に関する申し入れがあった場合、変更内容及びその可否について協議する。・・・ 省略 ・・・
- 3 本条第 1 項に規定する協議の結果、甲及び乙は、変更の内容が委託料、納期又はその他契約条項に影響を及ぼすものであると判断した場合、本契約の全部又は一部の変更契約を締結するものとする。ただし、契約条項に影響を及ぼすものでないと判断した場合は、・・・ 省略 ・・・